

# 退職後も暫定再任用を希望されるみなさんへ（令和8年度暫定再任用）

## 1 暫定再任用制度の対象者

○昭和36年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれた者であり、以下のいずれかに該当する者。

- ・定年退職した者
- ・定年前再任用短時間勤務職員として採用された後、任期満了で退職した者
- ・鳥取県公立学校教職員を25年以上勤続して退職した者のうち、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者又は当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に旧地方公務員法により再任用又は暫定再任用されたことがある者

○昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者のうち、鳥取県公立学校教職員を25年以上勤続して令和5年3月31日以前に退職した者で、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者又は当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に暫定再任用されたことがある者。

※1年間継続して勤務することができる者とする

既退職者で上記の要件を満たす方は、鳥取県公立学校教職員暫定再任用選考審査に申し込みすることができます。

## 2 暫定再任用の申込期限

**令和7年12月17日（水）**

暫定再任用選考審査の申込に必要な書類（「令和8年度鳥取県公立学校教職員暫定再任用選考審査申込書」（様式2））は、下記まで請求してください。なお、郵送で請求する場合は、封筒の表面に「暫定再任用選考審査申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（長形3号（長さ23.5cm×幅12cm）の封筒に110円分の切手を貼り、宛先を明記）を必ず同封の上、請求してください。

なお、選考は従前の人事評価及び健康状況により行います。

## 3 参考資料

「定年引上げに関する概要説明資料」

本県ホームページ（以下URL参照）により御確認ください。

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/222838.htm>

## 4 書類の請求先・提出先・問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県教育委員会事務局 教育人材開発課

① 市町村（学校組合）立学校・県立まなびの森学園の希望者

小中学校人事担当 電話 0857-26-7577

② 県立高等学校の希望者

高等学校人事担当 電話 0857-26-7787

③ 県立特別支援学校の希望者

特別支援学校人事担当 電話 0857-26-7514